

奈良市まちづくり市民会議設置要項

(設置)

第1条 奈良市第4次総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、市民との協働による計画策定を推進するため、奈良市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、総合計画の基本構想策定に係る奈良市の将来都市像、今後のまちづくりの基本的方向等について議論し、市長に報告する。

(委員)

第3条 市民会議は、委員55人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱をされた場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(代表及び副代表)

第4条 市民会議に代表及び副代表1人を置く。

2 代表及び副代表は、委員の互選によってこれらを定める。

3 代表は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、代表が招集する。

ただし、代表が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

4 代表は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第6条 市民会議に特定の分野についての調査審議を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、市民会議の運営その他について必要な事項は、市民会議に諮って、代表が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成21年6月1日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は、第2条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成21年9月28日から施行する。